

練馬区在宅療養推進協議会および専門部会について

1 協議会と専門部会の枠組み

在宅療養推進協議会

【設置目的】（設置要綱第1条）

高齢者等が在宅で安心して療養ができる体制の構築を医療、介護の関係機関が連携して推進する。

【検討事項】

- ・ 練馬区においてめざす在宅療養の姿を共有し、在宅療養を推進する上でどのようなことが課題となるのかその抽出をする。
- ・ 抽出した課題に関する具体的な検討を専門部会に下命する。また、専門部会からの報告を検証し、課題解決に向けた取組等について決定する。

（課題の例）

- 在宅療養に係る連携に関すること
 - 在宅療養に係るサービス提供体制に関すること
 - 在宅療養に係る啓発に関すること
- など

在宅療養専門部会

協議会で抽出された課題（在宅療養全般に係る仕組みや取組）について詳細の調査・検討を行うとともに、その解決策についても検討する。（検討結果は協議会に報告する。）

（検討事項の例）

- 医療と介護の連携強化に関すること
 - サービス提供体制の構築に関すること
 - 後方支援体制の確保に関すること
 - 人材の確保・育成に関すること
 - 在宅療養の普及啓発に関すること
- など

認知症専門部会

協議会で抽出された課題について、特に認知症特有の課題に焦点を当てて詳細の調査・検討を行うとともに、その解決策についても検討する。（検討結果は協議会に報告する。）

（検討事項の例）

- 認知症にかかる医療と介護の連携強化に関すること
 - 介護家族への支援に関すること
 - 認知症への理解と対応に係る普及啓発に関すること
- など

※ 各専門部会の構成は2～3頁のとおり。

2 専門部会

(1) 在宅療養専門部会

区分	人数	備考
医師	2名	練馬区医師会から推薦
歯科医師	1名	練馬区歯科医師会から推薦
薬剤師	1名	練馬区薬剤師会から推薦
病院	2名	急性期病院（練馬総合病院）、療養型病院（東京聖徳病院）から各1名を推薦
介護事業者	4名	練馬区介護サービス事業者連絡協議会から、以下のサービスごとに各1名を推薦 ・訪問看護 ・居宅介護支援 ・介護老人保健施設 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護
リハビリテーション従事者	1名	練馬区リハビリテーション従事者連絡会から推薦
高齢者相談センター支所職員	1名	練馬区社会福祉事業団（在宅療養相談窓口職員）から推薦
介護者家族	1名	練馬認知症支援ネットワークの会から推薦
区職員	5名	地域医療担当部長、地域医療課長、地域医療企画調整課長、高齢社会対策課長、光が丘総合福祉事務所長

(2) 認知症専門部会

職種等	人数	備考
学識経験者	1名	区西北部認知症疾患医療センター（東京都健康長寿医療センター）から推薦
認知症専門医	1名	練馬区医師会から推薦
薬剤師	1名	練馬区薬剤師会から推薦
病院	1名	認知症診療に実績のある病院（慈雲堂内科病院）から推薦
介護サービス事業者	5名	練馬区介護サービス事業者連絡協議会から推薦 ・地域密着型サービス事業者から3名 ・居宅介護支援から1名 ・通所介護から1名
介護家族の会	1名	練馬認知症支援ネットワークの会から推薦
民生委員	1名	練馬区民生児童委員協議会から推薦
高齢者相談センター支所職員	2名	練馬区社会福祉事業団および社会福祉法人泉陽会から各1名を推薦
区職員	5名	福祉部長、高齢社会対策課長、介護保険課長、光が丘総合福祉事務所長、地域医療課長

3 任期

3年（平成25年度～平成27年度）